

令和8年（行コ）第5号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求控訴事件

控訴人 能條桃子他5名

被控訴人 国

第16準備書面

2026（令和8）年9月14日

東京高等裁判所第1民事部ホB1係 御中

控訴人ら代理人弁護士 戸 田 善 恭

同 井 桁 大 介

同 谷 口 太 規

同 亀 石 倫 子

同 西 愛 礼

同 向 井 佑 里

目次

第1	「被控訴人の主張」（控訴答弁書第2）に対する反論.....	4
1	「本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、いずれも不適法な訴えであること」について	4
(1)	本件地位確認の訴えは適法である	4
(2)	本件違法確認の訴えは適法である	10
2	「原判決に判断の遺脱等がある旨をいう控訴人らの主張に理由がないこと」について	15
(1)	被控訴人の主張.....	15
(2)	控訴人らの反論.....	15
3	「原判決が採用した判断枠組みに係る控訴人らの主張に理由がないこと」について	16
(1)	「判例は、選挙制度の仕組みに関する規定の憲法適合性を判断するに当たり、立法府の広い裁量を認めていること」について.....	16
(2)	「最高裁平成11年判決に基づく控訴人らの主張に理由がないこと」について	21
(3)	「最高裁平成17年基準が本件にも適用されとする控訴人らの主張に理由がないこと」について.....	24
(4)	「本件各規定の憲法適合性を厳格な基準で判断しなければならない旨をいう控訴人らの主張に理由がないこと」について	25
4	「原判決の当てはめに係る控訴人らの主張に理由がないこと」について	28
(1)	「本件各規定は、社会経験から出てくる思慮と分別に着目して設けられた規定であること」について	28
(2)	「本件各規定は『教育』の有無を基準とするものではないこと」について	29
(3)	「議員に求められる資質が多様であるとしても、そのことから、本件各規	

定の合理性が否定されるものではないこと」について	31
(4) 小括.....	32
第2 「控訴人ら第14準備書面に対する反論」について	32
1 「本件報告書は本件各規定に合理的理由がないことを明らかにするものではないこと」について	32
(1) 被控訴人の主張.....	32
(2) 控訴人らの反論.....	32
2 「本件各規定が職業選択の自由に違反しないこと」について	34
(1) 被控訴人の主張.....	34
(2) 控訴人らの反論.....	34
第3 結語	35

控訴人らは、被控訴人の令和８年６月１５日付け控訴答弁書（以下「控訴答弁書」という。）における主張に対し、以下のとおり反論する。なお、控訴答弁書第２の３及び同４(４)については、既に令和８年７月３１日付け第１５準備書面において、君塚正臣・横浜国立大学教授の意見書（甲Ｂ９６）を踏まえて詳述しているため、その詳細は同書面に譲り、本準備書面では要点に言及するにとどめる。

第１ 「被控訴人の主張」（控訴答弁書第２）に対する反論

１ 「本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、いずれも不適法な訴えであること」について

(１) 本件地位確認の訴えは適法である

ア 被控訴人の主張

原判決は、被選挙権を行使できる地位は立候補届を審査する選挙長側の地方公共団体との間で確認すべきであり、国を被告とする本件訴えには即時確定の利益がなく、確認の利益がないと判断した（原判決２１～２３頁）。これに対し、控訴人らは、新堂幸司教授の見解を引用し、第三者との間の権利関係であっても、被告との関係で原告の法的地位の安定が得られる場合には確認の利益が認められるとした上で（新堂幸司『新民事訴訟法』〔第６版〕２７７頁）、地方公共団体には公選法の改廃や統一的な法適用を確保する権限がない一方、国にはこれらの権限があるため、国を被告とすることで控訴人らの地位の終局的な安定が得られ、確認の利益が認められると主張した（控訴理由書３４～３５頁）。

以上に対し、被控訴人は、①原判決は、当事者の選択が適切でないとして「即時確定の利益」を否定したものであるところ、控訴人能條及び控訴人久保が主張の前提とする文献の記載は、即時確定の利益に関するもので

はない上、原判決が即時確定の利益を否定した理由である当事者選択に関する問題でもなく、確認対象の選択に関する問題について記載したものであるから、原判決が否定した即時確定の利益を肯定する根拠とはなり得ない旨主張する（控訴答弁書 6、7 頁）。

また、被控訴人は、②控訴人能條及び控訴人久保が確認を求める法的地位は、法改正をすることなく導き出せるとの法解釈を前提とするものであるから、公選法の改廃権限は問題とならず、また、確認の利益は、当該事件の当事者間でその有無が問題とされるものであるから、他の候補者や他の普通地方公共団体との関係は控訴人能條及び控訴人久保の確認の利益の有無とは関係がない旨主張する（控訴答弁書 7、8 頁）。

イ 控訴人能條及び控訴人久保の反論

（ア）反論の骨子

被控訴人の前記①②の主張は、いずれも、本件地位確認の訴えに係る地位は普通地方公共団体との間で確認されるべきであるとする原判決の判断を不動の前提とした上で、控訴理由書における控訴人らの主張の瑣末な点を論難するものである。しかし、控訴人らの主張の骨格は、控訴理由書以来一貫して、控訴人能條及び控訴人久保の法的地位に生じている危険又は不安の源泉は国の立法である本件各規定にあり、これを除去するためには被控訴人である国との間で確認判決を得ることが必要かつ適切である、という点にある。以下では、まずこの骨格について、本準備書面における補充を加えて改めて述べ（後記（イ））、その上で、被控訴人の前記①及び②に順次答える（後記（ウ）及び（エ））。

(イ) 被控訴人との間で確認判決を得ることが「必要かつ適切」であること

この点は、原審以来繰り返し述べてきたところであるが（原審原告第1準備書面2頁、同第4準備書面2～3頁、同第13準備書面30頁、控訴理由書34～35頁）、本件地位確認の訴えの適法性の核心をなすものであるから、繰り返しを厭わず、以下の第2の補充を加えて改めて述べる。

第1に、控訴人能條及び控訴人久保の法的地位に危険又は不安を生じさせているのは、国の立法である本件各規定であり、普通地方公共団体ではない（原審原告第1準備書面2頁、同第4準備書面2～3頁、控訴理由書35頁）。両名の立候補の届出が受理されなかったのは、本件各規定が年齢要件を定めているからである。原判決自身が認めるとおり、選挙長は届出の受理に際して「形式的審査権」を有するにとどまり（原判決22頁）、届出書の生年月日の記載から年齢要件を満たさないことが明らかである以上、本件各規定に従って受理を拒むほかない。選挙長にも、これを選任した選挙管理委員会にも、その属する普通地方公共団体にも、本件各規定の年齢要件を解釈によって緩和する権限はない。普通地方公共団体は本件各規定を適用しているにすぎず、その内容を維持する利害も、変更する権限も有しないから、両名と普通地方公共団体との間には、本件各規定の憲法適合性をめぐる実質的な対立は存在しない。対立が存在するのは、本件各規定を定めた被控訴人との間である。そして、本件各規定を所管し、その改廃の権限を有するのは被控訴人であり、被控訴人はまた、普通地方公共団体の事務の処理について技術的な助言をし（地方自治法245条の4）、是正の要求をする（同法245条の5）ことができる立場にもある。被控訴人との間で両名の地位が確認されれば、被控訴人がその判断を前提として本件各規定の解釈運用を統一し、必要な措置をとることが期待でき、両名の地位はそれによって初めて終局的に安定する。確認判決には被控訴人を直接に拘束する執行力はないが、令和4年最大判は、違法確認判決が確定し

た場合には国会において裁判所の判断が尊重されるものと解されること（憲法 81 条、99 条参照）を、確認の訴えが紛争解決手段として有効適切であることの根拠の一つとしており、宇賀克也裁判官の補足意見もこの点を敷衍している。被控訴人との間で確認判決を得れば被控訴人による是正が期待できるという上記の理解は、同判決が前提とするところと同じである。被控訴人との間で確認判決を得ることが必要かつ適切であるのは、以上のためである。

第 2 に、最高裁判例との整合についてである。この点は、原審及び控訴理由書では述べておらず、本準備書面において新たに補充するものである。平成 17 年最大判及び令和 4 年最大判は、いずれも、国を被告として、次回の選挙又は国民審査において選挙権又は審査権を行使することができる地位の確認を求める訴えについて、確認の利益を肯定した。しかし、在外選挙人名簿への登録や投票の受付といった、選挙権又は審査権の行使に直接関わる事務を管理するのは、市町村等の選挙管理委員会である（公選法 5 条、30 条の 5 等）。原判決の論理を貫けば、これらの事件においても、地位の有無が具体的に問題となるのは選挙管理委員会が名簿への登録や投票の受付を審査する場面であるから、その地位は当該市町村等との間で確認されるべきであった、ということになりかねない。両大法廷判決がそのような構成を採らず、国との間での確認の利益を肯定したことは、原告らの地位に対する危険又は不安の原因が国の立法（立法不作為）にあり、その除去には国との間で確認判決を得ることが必要かつ適切である、と解するほかない。本件が地方公共団体の選挙に関するものであり、その執行に国が関与しないこと（公選法 5 条）は、この構造を変えるものではない。本件においても、控訴人能條及び控訴人久保の被選挙権の行使を妨げているのは、選挙の執行者ではなく、本件各規定という国の立法だからである。普通地方公共団体との間で確認されるべきであるとした原判決の判断は、

両大法廷判決と整合しない。

(ウ) 被控訴人の前記①（新堂教授の見解の引用）について

被控訴人は、控訴理由書が引用した新堂教授の記述は「対象選択の適否」に関するものであって、原判決が否定した「即時確定の利益」とは別の問題であるから、原判決に対する反論となり得ないという。

しかし、被控訴人の主張は、新堂教授の記述が置かれた項目の名称をとらえるだけで、その内容には触れないものであり、原判決の判断に対する控訴人らの反論を左右するものではない。

控訴人能條及び控訴人久保が確認を求めている地位は、立候補の届出の相手方である選挙長（ひいてはその属する普通地方公共団体）との関係で行使される地位である。他方、両名が被告としているのは、その選挙長ではなく、本件各規定を定めた被控訴人である。原判決は、この地位は普通地方公共団体との間で確認されるべきものであり、被控訴人との間で確認判決を得ることが必要かつ適切であるとはいえないとして、即時確定の利益を否定した。つまり原判決は、第三者との関係で行使される地位を被告との間で確認することはできない、と判断したものである。

控訴人らが控訴理由書で引用した新堂教授の記述は、この問題について述べたものである。同記述は、確認の対象が第三者との間の法律関係であっても、それを確認することによって被告との関係で原告の法的地位の安定が得られるのであれば、確認の利益は認められるとする。控訴人らは、この見解に基づき、被控訴人との間で確認判決を得れば両名の地位の安定が得られる（前記（イ））と主張しているのであり、原判決の判断に対する反論としての的を外していない。

被控訴人は、この記述が新堂教授の著書の「対象選択の適否」の項にあることを理由に、原判決が否定した「即時確定の利益」とは別の問題であ

るという。しかし、同書の方法選択・対象選択・即時確定・被告選択という項目分けは、確認の利益の有無を検討する際の観点を整理したものにはすぎない（新堂・前掲270～271頁）。原判決が否定したのは、被控訴人との間で確認判決を得ることが必要かつ適切かという点であり、第三者との法律関係を被告との間で確認できるかという問題と、内容は同じである。記述がどの項目に置かれているかは、原判決に対する反論としての可否とは関係がない。

（エ）被控訴人の前記②（改廃権限及び他の普通地方公共団体との関係）について

被控訴人は、控訴人能條及び控訴人久保の求める地位は法改正を経ることなく導き出せるとの解釈を控訴人らが前提としている以上、公選法の改廃権限は問題とならず、また、他の候補者や他の普通地方公共団体との関係は両名の確認の利益とは無関係であるという。

しかし、控訴人らの主張は、法改正がなければ両名の地位が実現しないという趣旨ではない。控訴理由書が被控訴人の改廃権限に言及したのは、本件各規定を定め、これを改廃し得る立場にあるのが被控訴人であること、すなわち、本件各規定の憲法適合性をめぐる対立の相手方が被控訴人であることを示す趣旨である（前記（イ）第1）。両名の地位が法改正を経ずに導き出せるものであることは、この対立の相手方が誰であるかを変えるものではない。また、被控訴人との間で地位が確認されれば、被控訴人は、地方自治法上の助言及び是正の要求の権限（同法245条の4、245条の5）を通じて、その判断に沿った本件各規定の運用を各普通地方公共団体に求めることができる。改廃権限とこの権限とは別のものであるが、いずれも、被控訴人が本件各規定について責任と権限を有する主体であることを示す事情であり、誰を被告として確認判決を得ることが「必要かつ適

切」かの判断に関わる。控訴理由書 35 頁が他の候補者や他の普通地方公共団体との関係に言及したのも、被控訴人が上記の権限を通じて各普通地方公共団体における本件各規定の運用を統一し得る立場にあることを示すためであり、他の候補者等の利益を両名の確認の利益の根拠とするものではない。

(オ) 小括

以上のとおり、控訴人能條及び控訴人久保の法的地位に生じている危険又は不安は国の立法である本件各規定に由来し、これを除去するためには被控訴人との間で確認判決を得ることが必要かつ適切であるから、本件地位確認の訴えには即時確定の利益があり、確認の利益が認められる。被控訴人の前記①②の主張は、いずれもこの結論を左右しない。

(2) 本件違法確認の訴えは適法である

ア 被控訴人の主張

原判決は、①地方公共団体を被告とする地位確認訴訟が可能であること、②被選挙権の内容が憲法上一義的に定められているとはいえず、一般的・抽象的な立法不作為の違法確認を求めるものであることから、確認の利益を欠くと判断した（原判決 23～25 頁）。これに対し、控訴人らは、①について、同訴えは、法改正なく被選挙権を行使できるとの解釈が認められない場合に備えた予備的請求であるから、その可否を判断せずに訴えの適法性を否定した原判決には理由不備がある、②について、「憲法上一義的に定められていること」は確認の利益の要件ではなく、これを理由に確認の利益を否定した原判決は、本案判断を先取りするものであり誤っていると主張した（控訴理由書 35～39 頁）。

以上に対して、被控訴人は、①本件違法確認の訴えが予備的請求として

構成されているとしても、控訴人能條及び控訴人久保が被選挙権を行使することができる地位にあることと被選挙権の行使をさせないことが違法であることは両立するものであり、控訴人能條及び控訴人久保が主張する法解釈を採用することができない場合に備えて予備的請求としたことは、本件地位確認の訴えとの関係で、本件違法確認の訴えを予備的請求に位置付けた動機にすぎない旨主張する。

また、被控訴人は、②「憲法上一義的に定められているか否か」は、司法権の限界（法律上の争訟性）をも画する基準であるといえるから、当事者の主張する憲法解釈を前提として判断すべきものではない旨主張する。

イ 控訴人能條及び控訴人久保の反論

（ア）本件地位確認と本件違法確認の訴えが非両立関係にあること

控訴人らは、控訴理由書において、令和４年最大判が地位確認の訴えについて本案上の主張の当否を先に判断した上で、予備的請求である違法確認の訴えの適法性を判断していることを指摘したが（控訴理由書３６頁）、以下ではこの点について主張を補充することで、本件地位確認の訴えと本件違法確認の訴えが、訴訟上、非両立の関係にあることを明らかにする。

平成１７年最大判は、同事件における地位確認の訴えを認容する一方、違法確認の訴えにつき、「他により適切な訴えによってその目的を達成することができる場合には、確認の利益を欠き不適法」であるとし、地位確認の訴えの方がより適切な訴えであるとして、違法確認の訴えの確認の利益を否定した。そして、「他により適切な訴えによってその目的を達成することができる場合」に当たるためには、地位確認の訴えが適法であれば足りるものではなく、認容されるものであることが必要である。このことは、令和４年最大判を踏まえればより明らかである。

令和４年最大判は、「(原告が) 次回の国民審査に先立ち、審査権を行使

することができる地位を有することを確認することは、その地位の存否に関する法律上の紛争を解決するために有効適切な手段である」として、地位確認の訴えの利益を肯定した。他方、「国民審査法４条、８条により在外国民に審査権の行使が認められていると解することはできないのであるから、上記各規定の解釈に基づいて、第１審原告Ｘ１が次回の国民審査において審査権を行使することができる地位にあるとする第１審原告Ｘ１の主張を採用することはできない」として、地位確認の訴えについて、棄却すべきものであると判断した。その上で、違法確認の訴えについては、「争いを解決するために有効適切な手段である」として訴えの利益を肯定した。このように、令和４年最大判は、地位確認の訴えが適法である場合であっても、地位確認請求が認容されるものでない以上、違法確認の訴えの確認の利益は否定されないことを示している。

平成１７年最大判と令和４年最大判との関係を示せば下図のとおりとなる。

		地位確認の訴え	違法確認の訴え
平成１７年判決	確認の利益	肯定	否定
	本案	認容	—
令和４年判決	確認の利益	肯定	肯定
	本案	棄却すべきもの ^１	認容

両判決における違法確認の訴えの確認の利益に係る判断を分けたのは、同じ目的を達成する手段である地位確認の訴えが認容されるか否かという点にある。すなわち、違法確認の訴えが、「他により適切な訴えによってそ

^１ ただし、不利益変更禁止の原則により、本件地位確認の訴えに係る附帯上告を棄却するにとどめた。

の目的を達成することができる場合」に当たり、確認の利益を欠くこととなるのは、同じ目的を達成する手段である地位確認の訴えが適法であるのみならず、地位確認請求が認容され、それによって原告の目的を達成することができる場合である。他方で、地位確認の訴えが適法であっても、その訴えが認容されるものでない場合には、その訴えによって原告の目的を達成することはできないから、違法確認の訴えの確認の利益は否定されない。

以上のとおり、平成17年最大判、令和4年最大判の各最高裁判例に照らせば、本件地位確認の訴えと本件違法確認の訴えとは、両請求がいずれも認容されることはないという意味において非両立である。本件における地位確認の訴えが認容される場合は本件違法確認の訴えの適法性が認められないことになるから、本件違法確認の訴えが予備的請求として位置付けられるのは、両請求の関係から導かれる論理的帰結である。

したがって、本件地位確認の訴えにおける控訴人らの法解釈の採否は、本件違法確認の訴えの適法性を判断する前提問題であり、これを判断することなく本件違法確認の訴えの適法性について判断することはできない。原判決が本件違法確認の訴えに代わる手段として挙げる、普通地方公共団体を被告とする地位確認の訴えも、同じ法解釈を前提とするものであるから、裁判所がこの法解釈を採用しないのであれば、同訴えも棄却されるほかなく、「他により適切な訴え」にはなり得ない。それにもかかわらず、両請求が相互に両立し得ることを前提として、上記法解釈の採否について判断を示さなかった原判決に理由不備はないとする被控訴人の主張は根拠を欠くものである。

(イ)「憲法上一義的に定められているか否か」は違法確認の訴えの要件ではない

被控訴人は、「憲法上一義的に定められているか否か」は、司法権の限界（法律上の争訟性）をも画する概念であるから、当事者の主張する憲法解釈を前提として判断すべきものではない旨主張する。

しかし、そもそも「憲法上一義的に定められていること」が違法確認の訴えの適法性の独立の要件ではないことは、これまで繰り返し主張してきたとおりである（原審原告第10準備書面14～15頁、同第13準備書面30～31頁、控訴理由書37、38頁）。令和4年最大判は、確認判決が紛争解決に有効適切な手段であるかという一般的な確認の利益の判断枠組みに沿って、違法確認の訴えの適法性を判断している。同判決における「憲法上一義的に定められている」との判示は、せいぜい上記判断を補強する事情として述べられたものにとどまり、憲法上の権利又は地位が一義的に明白であることを違法確認の訴えの適法性要件として定立したものではない。また、法律上の争訟性の有無は原告の主張する法解釈を前提に判断すべきであり、裁判所の解釈を前提に判断することは本案の先取りにほかならないことも、控訴理由書38頁で述べたとおりである（甲B52・372頁）。一義性が争訟性を画する基準であるとしても、この点は変わらない。

したがって、「憲法上一義的に定められているか否か」を法律上の争訟性を画する独立の要件であるかのようにいう被控訴人の主張は、誤りである。

(ウ) 小括

以上のとおり、本件地位確認の訴えと本件違法確認の訴えとが両立し得ることを前提として、前者における控訴人らの法解釈の採否を判断することなく本件違法確認の訴えの確認の利益を否定した原判決に理由不備はな

いとする被控訴人の主張、及び、「憲法上一義的に定められていること」が違法確認の訴えについて確認の利益を認めるための要件であり、本件はこれを充足しないから不適法であるとする被控訴人の主張は、いずれも誤りである。

2 「原判決に判断の遺脱等がある旨をいう控訴人らの主張に理由がないこと」について

(1) 被控訴人の主張

控訴人らは、原判決には憲法適合性の判断枠組みを導く前提として当然判断されるべき、控訴人らに被選挙権の保障が及んでいるか否か、本件各規定が控訴人らの被選挙権を制約しているか否か、という二つの点について判断遺脱があると主張した（控訴理由書6～7頁）。

これに対して被控訴人は、控訴人らは「被選挙権を当然に有する者ではなく…権利の行使が制限されているという事情は存在しない」（原審被告準備書面(3)23～24頁）とする。その根拠として、①憲法は被選挙資格を定めておらず（憲法15条3項、44条、92条）、年齢要件は広く立法裁量に委ねられていること、②したがって、被選挙権は制度によって保障内容が具体化される「制度に依存する権利」であり、制度の合理性を離れてその保障の有無を判断する必要はなく、判例も同旨であると主張する（控訴答弁書12～14頁）。

(2) 控訴人らの反論

以上の被控訴人の主張に理由がないことは、第15準備書面において君塚教授意見書（甲B96）を参照し詳述したとおりである。

まず、憲法に明文規定がないことや年齢が44条但書非列举事由であることは立法裁量を肯定する理由にならない。このことは普通選挙制度を定めた

憲法 15 条 3 項及び 44 条の制定過程や、制限選挙制度への反省から絶対的に平等な参政権の実現を図った憲法 44 条の趣旨等から明らかである（控訴理由書 15～17 頁、当審第 13 準備書面 7～9 頁）。

また、被選挙権の保障内容が法律により創設されるものではない。憲法が法律に委ねているのは、選挙制度の具体的設計（憲法 43 条 2 項、47 条）や資格制限（44 条）であり、基本的人権である被選挙権の存否ではない。被控訴人の主張は、法律が基本的人権の享有主体を決定するというものであり、人権の普遍性を定めた憲法 11 条にも反する。被選挙権は憲法が保障する基本的人権として控訴人らに当然保障され、本件各規定はこれを制限する規定である。権利制限の有無を問わず、選挙制度としての合理性のみを審査すれば足りるとする被控訴人の主張は誤りである（以上につき、第 15 準備書面 3～5 頁）。

控訴人らには被選挙権が保障されており、本件各規定はこれを制限する以上、その憲法適合性が審査されるべきである。にもかかわらず、これらについて何ら判断を下さなかった原判決には判断遺脱があり、これを否定する被控訴人の主張も誤りである。

3 「原判決が採用した判断枠組みに係る控訴人らの主張に理由がないこと」について

(1) 「判例は、選挙制度の仕組みに関する規定の憲法適合性を判断するに当たり、立法府の広い裁量を認めていること」について

ア 被控訴人の主張

控訴人らは、昭和 51 年最大判と同様の判断枠組みは本件に当てはまらない理由として、①同最大判が立法裁量の根拠とした人口密度や地理的状況等の政策的・技術的要素は本件にない、②同最大判は権利侵害を問わな

い選挙無効訴訟である、③明文規定の不存在や44条但書の非列举事由であることは立法裁量を認める根拠とはならないという点を挙げた（控訴理由書17～18頁）。

これに対して、被控訴人は、①について、昭和51年最大判と同様の判断枠組みを採用した平成11年最大判は、上記の政策的・技術的要素を特段指摘することなく、選挙制度の具体的決定について国会の広い裁量を認めていると主張する（控訴答弁書16～17頁）。②について、「客観訴訟で示された合憲性の判断枠組みが主観訴訟になると適合しなくなる論拠」はないと主張する（控訴答弁書17～18頁）。③について、明文規定の不存在や年齢が44条但書の非列举事由であることは、広範な立法裁量を導く十分な根拠になると主張する（控訴答弁書18頁）。

③に理由がないことは既に述べたとおりである（前記2(2)）。そこで、以下では①及び②について反論する。

イ 控訴人らの反論

（ア）①について：判例は選挙制度の内容について無条件に国会の立法裁量に委ねているわけではないこと

以下のとおり、平成11年最大判においても、国会に広範な立法裁量が認められることについては、これを基礎付ける具体的な根拠が示されている。

前提として、昭和51年最大判は、①選挙制度の仕組みと、②その仕組みの下での具体的制度（議員定数配分）の決定を分けて検討している。まず、①については、選挙制度には「論理的に要請される一定不変の形態」がなく、憲法もその具体化を法律に委ねていること（43条2項、47条）から、国会の裁量を認めた。他方②の議員定数配分については、「人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况等」の非人口的要素や「政治における安

定の要請」等の「複雑微妙な政策的及び技術的考慮要素」が存在することを理由に、その具体的決定について国会の裁量を認めた。控訴人らが本件には存在しないと指摘する「複雑多様な考慮要素」は、昭和51年最大判において、具体的制度決定に関する立法裁量を基礎付ける要素として位置付けられている。

平成11年各最大判にも①及び②の各段階が存在する。そして、①では昭和51年最大判と同様の判断枠組みを示し、②に当たる部分で、審査対象に即した立法裁量の根拠を示している。例えば、平成11年最大判①は、「政党の果たしている国政上の重要な役割にかんがみれば、選挙制度を政策本位、政党本位のものとすることは、国会の裁量の範囲に属する」と述べた上で、重複立候補し得る者が候補者届出政党等に所属する者に「限定されていることには、相応の合理性が認められる」と判示し、政策本位・政党本位の選挙制度の実現という政策的目的が、具体的制度内容について立法裁量を基礎付ける事情として示されている。平成11年最大判②も同様に、政党に選挙運動を認めることは「選挙制度を政策本位、政党本位のものとするという国会が正当に考慮し得る政策的目的乃至理由によるものであると解される」としている。

このように、昭和51年最大判で立法裁量を認める上で示された複雑多様な地域的・技術的考慮といった要素は、平成11年各最大判においては、政党本位・政策本位の選挙制度の実現という審査対象に即した事情に置き換えられているにすぎない。いずれも、審査対象に即した実質的な根拠に基づいて国会の広い裁量を認めているという点で共通しており、選挙制度に関する事項でありさえすれば、無条件に広範な立法裁量を認めるものではない。被控訴人の主張は、立法裁量を基礎付ける根拠の内容が置き換わったことを、根拠自体が不要になったことと取り違えるものである。そして、本件について被控訴人が挙げる根拠は、原判決のいう社会経験に基づ

く思慮と分別の必要性のみであり、その当否は後記４のとおりである。

したがって、平成１１年各最大判に昭和５１年最大判が示した考慮要素がそのまま現れていないことを理由として、選挙制度に関する事項であることのみから広範な立法裁量が認められ、昭和５１年最大判に始まる判断枠組みが妥当するとの被控訴人の主張は誤っている。

（イ）②について：客観訴訟で用いられた判断枠組みが本件に当てはまらない根拠について

控訴人らは、選挙無効訴訟が個人的利益の主張を基礎としない客観訴訟であり、主観訴訟とはその性質を大きく異にすることから、選挙無効訴訟を前提として形成された憲法適合性の判断枠組みを本件にそのまま適用することはできない旨を既に詳述した（控訴理由書１１頁）。この点は、本件における判断枠組みの採否に直結する重要な論点であるため、以下、さらに主張を補充し、客観訴訟において示された憲法適合性の判断枠組みを主観訴訟に適用できないとする根拠はないとの被控訴人の主張に対して反論する。

客観訴訟とは、「個人の権利利益の保護とは無関係に、行政活動が法規に適合しているかという客観的な適法性を確保することを直接の目的とする」訴訟であり（岡田正則編『判例から考える行政救済法〔第２版〕』（日本評論社、２０１９年）１７６頁）、その制度趣旨は、「議会の法にかなった公正を保障するという客観的利益」（渡辺康行 編『憲法訴訟の実務と学説』（日本評論社、２０２３年）１９１頁）の実現にある。そのため、選挙無効訴訟の審判対象となる無効原因も、選挙管理に関する法令違反又は「選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（最判昭和２７年１２月４日民集６巻１１号１１０３頁）にあるとされる。すなわち、選挙無効訴訟で直接問われるのは、選挙の管理執行及びその結果としての選挙の効力に関

する客観的な適法性であって、原告個人に生じた権利制限の正当性を審査することではない。

これに対し、本件は、控訴人ら自身に憲法上の被選挙権の保障が及ぶか、本件各規定がこれを制約しているか、その制約が憲法上正当化されるかを直接の争点とする主観訴訟である。このような訴訟類型の相違は、判断枠組みの射程を検討する上で無視することができない。実際、平成17年最大判は、在外国民の選挙権侵害を理由に救済を求めた主観訴訟において、「国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない」とし、個人の権利制限の正当性を直接審査する判断枠組みを示した。本件も、控訴人らの被選挙権に対する制約の正当性を直接争う主観訴訟である以上、選挙の客観的適法性を審判対象とする選挙無効訴訟において示された判断枠組みが、そのまま妥当するものではない。

この区別は、参議院議員の被選挙権年齢を30歳以上と定めた公職選挙法10条1項2号の憲法適合性が問題となった最判平成29年10月31日判時2357・2358号1頁において明確に示されている。同判決は、「選挙無効訴訟は、選挙人らによる公職の候補者に対する投票の結果としての選挙の効力について、選挙人又は公職の候補者が上記のような無効原因の存在を主張して争う争訟方法であり、同法の規定において一定の年齢に達しない者につき被選挙権を制限していることの憲法適合性については、当該者が自己の被選挙権の侵害を理由にその救済を求めて提起する訴訟においてこれを争うことの可否はおくとしても、同条の選挙無効訴訟において選挙人らが被選挙権の制限に係る当該規定の違憲を主張してこれを争うことは法律上予定されていない」（下線部は引用者）と判示した。最高裁自身が、選挙の効力を争う客観訴訟と、自己の被選挙権侵害を争う主観訴訟

とを、何を争う訴訟であるかという観点から区別しているのである。

何を争う訴訟であるかが異なれば、その憲法審査のあり方も当然に異なる。選挙の客観的適法性を争う訴訟と、個人の権利制限の正当性を争う訴訟とで、同一の判断枠組みを用いるべき理由はない。被控訴人がいう「客観訴訟で示された合憲性の判断枠組みが主観訴訟になると適合しなくなる論拠」は、上記最高裁の判示からも裏付けられる。したがって、かかる被控訴人の反論は、主観訴訟においては客観訴訟において示された判断枠組みが妥当しないとの控訴人らの主張を左右するものではない。

(ウ) 小括

以上のとおり、判例は、選挙制度に関する事項であることのみを理由に、無条件に国会の広範な立法裁量を認めているものではなく、審査対象に即した実質的な根拠に基づいて立法裁量を認めている。また、選挙の客観的適法性を争う選挙無効訴訟と、個人の被選挙権に対する制約の正当性を争う本件とでは、同一の判断枠組みを用いるべき理由はない。したがって、以上を根拠に、昭和51年最大判等の判断枠組みが本件にも妥当するとする被控訴人の主張には理由がない。

(2) 「最高裁平成11年判決に基づく控訴人らの主張に理由がないこと」について

ア 被控訴人の主張

控訴人らは、第1に、平成11年最大判①が、昭和51年最大判と同様の判断枠組みを示しつつも、重複立候補の制限が被選挙権・立候補の自由という重要な基本的人権に対する制約であることを重視し、その「合理的な理由」を実質的に審査していることから、より重大な権利制約が生じている本件において、原判決が被選挙権に対する制約の合理性・必要性を審

査せず、同最大判よりも緩やかな審査をしたことは不合理であると主張した（控訴理由書１７～１８頁）。これに対し、被控訴人は、同最大判が合理的理由に言及したのは具体的な当てはめにすぎず、「当てはめに係る部分にこのような判示があるからといって、同判決が、その前提として示された判断枠組みと異なる審査が求められている旨を示した等とは解し得ない」と主張する（控訴答弁書２０頁）。

控訴人らは、第２に、平成１１年最大判②が、昭和５１年最大判を引用して国会の立法裁量を前提としつつ、候補者届出政党への所属の有無により選挙運動に差異を設ける規定の合憲性を検討するに当たり、被選挙権・立候補の自由の重要性をその裁量を限定する要素として考慮し、反対意見では被選挙権の平等を「最も重要な基準の一つ」とまで位置付けているにもかかわらず、被選挙権そのものの剥奪というより重大な制約が問題となる本件で、原判決が同最大判よりも緩やかな審査をしたことは誤りであると主張した。これに対し、被控訴人は、同最大判が「合理性を有するとは到底考えられないような程度に達しているとまでは断定し難い」と極めて緩やかな審査を行っていることから、被選挙権の重要性を踏まえて立法裁量を限定したものではないと主張する（控訴答弁書２０頁）。

イ 控訴人らの反論

（ア）平成１１年最大判①の射程が本訴に及ばないとする被控訴人の主張の誤り

控訴人らは当てはめと判断枠組みを混同しているという被控訴人の主張は、平成１１年最大判①の理解を誤っている。

同最大判は、重複立候補制度を採用することと、重複立候補を候補者届出政党等に所属する者に限定することとを区別して審査している。前者については、選挙制度に関する国会の広範な立法裁量からその合憲性を導い

ている。これに対し、後者については、控訴理由書で述べたとおり（控訴理由書１８頁）、「被選挙権又は立候補の自由が選挙権の自由な行使と表裏の関係にある重要な基本的人権であることにかんがみれば、合理的な理由なく立候補の自由を制限することは、憲法の要請に反する」とした上で、当該制限に合理的な理由があるかを実質的に審査しているのである。これは単なる当てはめではなく、選挙制度が被選挙権・立候補の自由を制限する場合には、その権利の重要性を踏まえて当該制限の合理性を審査すべきことを示すものである。

（イ）平成１１年最大判②の射程が本訴に及ばないとする被控訴人の主張の誤り

被控訴人の主張は、当てはめにおける結論の緩やかさと、判断構造とを混同する点で誤っている。

控訴理由書で詳述したとおり、平成１１年最大判②は、「被選挙権又は立候補の自由が…選挙権の自由な行使と表裏の関係にある重要な基本的人権であることにかんがみれば、憲法は、各候補者が選挙運動の上で平等に取り扱われるべきことを要求している」と述べ、被選挙権・立候補の自由の権利の重要性に照らし、立法裁量を限定する要素として明確に位置付けており、また、河合裁判官ら反対意見も、「被選挙権の平等は、具体的な選挙制度の仕組みを定めるに当たり考慮すべき最も重要な基準の一つである」と位置付けており、被選挙権の重要性が選挙制度の憲法適合性審査において有する重みを示している（控訴理由書１９～２０頁）。

このように、同最大判が、国会の立法裁量を前提としつつも、被選挙権の重要性を踏まえてその範囲を限定し、憲法適合性を審査していることは明らかである。当てはめの緩やかさのみをもってこの点を否定する被控訴

人の主張は誤っている。

(ウ) 小括

以上のとおり、平成11年最大判①及び②は、選挙制度について国会の立法裁量を前提としつつも、被選挙権・立候補の自由の重要性をその裁量を限定する要素として考慮している。これを単なる当てはめの問題とし、又は当てはめの結論が緩やかであることをもって、被選挙権の重要性が立法裁量を限定することを否定する被控訴人の主張は、いずれも両最大判の判断構造を看過するものである。

(3) 「最高裁平成17年基準が本件にも適用されとする控訴人らの主張に理由がないこと」について

ア 被控訴人の主張

被控訴人は、平成17年最大判の判断枠組みが本件には適用されない根拠として、原判決と同様、被選挙権は「憲法に明記された主権者の権能である公務員の選定罷免権の一内容とはいえず」、「資格が与えられる者の範囲について明示的な規定がなく、また、選挙権と異なり「一定期間の公的職務への従事が想定される」など、選挙権と被選挙権は同一視することができないと主張する（控訴答弁書21頁）。

イ 控訴人らの反論

しかし、このような被控訴人の理解が誤りであることは既に主張したとおりである（当審第13準備書面6～7頁、第15準備書面8～9頁）。君塚教授が指摘するとおり、「憲法15条が被選挙権を保障するのであれば、その内容はそこでの選挙権に準ずるもの」であり、「選挙権制限として憲法上認められない殆どの事項は被選挙権制限としても憲法上認められない」（甲B96・君塚教授意見書18～19頁）。このように、被選挙権は選挙

権に準じた憲法的保障を受ける重要な基本的人権である。被選挙権に明文規定がないことや、その行使により公的職務への従事が予定されることは、被選挙権の憲法上の保障を弱め、選挙権とは異なる緩やかな審査を正当化する根拠とはならない。これらの相違を理由に平成17年最大判の判断枠組みを排除する被控訴人の主張は誤っている。なお、控訴理由書22～24頁で述べた、解職請求（地方自治法80条ないし85条）による事後的調整が可能であること、及び昭和43年最大判に照らし本件が選挙権侵害の側面をも有することについて、被控訴人は何ら反論していない。

(4) 「本件各規定の憲法適合性を厳格な基準で判断しなければならない旨をいう控訴人らの主張に理由がないこと」について

ア 被控訴人の主張

被控訴人は、控訴人らが、治者と被治者の自同性概念は選挙権年齢と被選挙権年齢の一致を要請する概念であると主張したことに対して（控訴理由書25頁）、「統治する者と統治される者とが全く同一であることまで求める概念ではない」とし厳格な審査を行う根拠には当たらないと主張する（控訴答弁書22頁）。

また、被控訴人は、控訴人らが、東京地裁令和元年5月24日判決が本件各規定を、立候補資格を「直接的に制限する定め」とであると判示したことを踏まえ、本件各規定がもたらす制約の重大性を主張したことに対し、「そもそも当該事案において本件各規定（被選挙権の年齢要件）の憲法適合性は争われていない」から参考にならないなどと主張する（控訴答弁書23～24頁）。

イ 控訴人らの反論

(ア) 国民主権論に関する通説的見解からも選挙権年齢と被選挙権年齢の原則一致が要請されること

まず、治者と被治者の同一性が、選挙権年齢と被選挙権年齢の一致ないし近接を求めないとする被控訴人の主張が誤りであることは、既に述べたとおりである（第15準備書面10～12頁）。すなわち、国民主権論の通説であるナシオン主権論は、「代表ができるだけ選挙民の意思を反映し、民意と国会の構成が事実上類似すること」を憲法上の要請と解している（甲B96・30頁）。そうである以上、選挙権年齢と被選挙権年齢は一致し、又は少なくとも近接することが国民主権の観点から要請され、その乖離は当然に許容されるものではない。両年齢の乖離が当然に正当化できるかのようという被控訴人の主張は今日の国民主権論に照らして誤りである。なお、被控訴人は、樋口教授の記述（甲B81）の直前に「違憲性を問題にする見解はないようであるが」とあることを指摘するが、同記述は、1998年当時の学説の状況を述べた上で、なお違憲の疑いを問題にする余地があると指摘したものである。その後、辻村意見書（甲B35）、新井意見書（甲B48）及び君塚意見書（甲B96）がまさにこの点を論じており、同記述が違憲の疑いを否定する趣旨でないことは明らかである。

(イ) 東京地裁令和元年5月24日判決は、本件において厳格な判断枠組みを導く上で参考となる裁判例である

既に述べたように、同判決は、本件各規定の年齢要件が立候補の資格を「直接的に制限する定め」であるのに対し、供託金制度は、そのような資格要件の定めを前提として「立候補しようとする者に対して一定の供託義務を課するものであり、立候補者としての資格そのものを制限するものではない」と、立候補の自由に対する「事実上の制約」にすぎないとして、緩

やかな判断枠組みを導いている（控訴理由書26～27頁）。

同判決が供託金制度について緩やかな判断枠組みを採用したのは、まさに本件各規定による制約が立候補の資格そのものに対する直接的な制約であることとの対比によるものである。ここから、令和元年東京地判は、被選挙権に関する規制であれば一律に緩やかな審査に服するのではなく、制約の性質及び程度に応じて、その憲法適合性を審査すべきことを前提としていたと解される。そして、同判決が、本件各規定による制約を、供託金制度による「事実上の制約」と区別して「直接的に制限する定め」と位置付けたこと自体、被選挙権そのものに対する制約の重大性に着目したものにほかならない。

このように、同判決はむしろ本件各規定による制約の重大性を示すものとして、憲法適合性の判断枠組みを検討する上で十分に参照されるべきものである。同判決で本件各規定の憲法適合性そのものが争われていないことを理由に、同判決は本件の参考にならないとする被控訴人の主張は、同判決が本件各規定と供託金制度との制約の性質及び程度の相違を明示し、その相違を判断枠組みの根拠として用いていることを看過するものであり、誤っている。

（ウ）小括

以上のとおり、治者と被治者の自同性は厳格な審査を行う根拠にはならないとの被控訴人の主張、東京地裁令和元年5月24日判決は本件で厳格な判断枠組みを採用する上で参考にならないとの被控訴人の主張は、いずれも誤りである。

4 「原判決の当てはめに係る控訴人らの主張に理由がないこと」について

(1) 「本件各規定は、社会経験から出てくる思慮と分別に着目して設けられた規定であること」について

ア 被控訴人の主張

控訴人らは、被選挙権年齢規定の制定過程から確認できるのは、選挙権年齢と被選挙権年齢を一体として引き下げるという判断のみであり、被選挙権年齢を選挙権年齢より高く設定する理由として社会経験に基づく思慮と分別という観点が具体的に議論された事実は見当たらないと主張した（控訴理由書29～30頁）。

これに対し、被控訴人は、昭和21年から22年にかけての地方制度改正資料には、地方議員又は市町村長として複雑多岐な公務に携わるには相当の知識や豊富な経験が必要であるとの説明があり、また、都道府県知事については、独任制機関として一層の経験が必要であるとの国会答弁等があることから、本件各規定が社会経験に基づく思慮と分別に着目して設けられたことは明らかであるため、控訴人らの主張には理由がないと主張する（控訴答弁書24～26頁）。

イ 控訴人らの反論

控訴人らが控訴理由書で指摘したのは、地方議会議員及び都道府県知事の被選挙権年齢の改正に先立つ昭和20年衆議院議員選挙法改正（昭和20年法律第42号）において、選挙権年齢と被選挙権年齢をそれぞれ一律に5歳引き下げるという判断が示されたにとどまり、選挙権年齢との年齢差を社会経験によって正当化する具体的な議論が見当たらないということである。

被控訴人が援用するその後の地方制度改正等に関する資料も、既に国政

選挙において採用されていた年齢区分を前提として、地方制度における年齢要件を説明するものにとどまり、その年齢区分自体を導いたものとは認められない。同資料は、何歳までにいかなる社会経験が得られ、それが地方議会議員又は都道府県知事の職務遂行能力とどのように結び付くのかを具体的に検討したものではない。

むしろ、同資料から明らかになるのは、本件各規定の具体的な年齢が調査や比較検討によって導かれたものではなく、既存の年齢区分を前提として、社会経験の必要性が抽象的に説明されたにすぎないということである。被控訴人が援用する資料は、社会経験の必要性についての一般的な説明にはなり得ても、25歳又は30歳という具体的な年齢区分の合理性を裏付けるものではない。

加えて、本準備書面において新たに指摘する点として、同資料の説明は、当時の成年年齢であり選挙権年齢でもあった20歳との5歳差を前提とするものである。平成27年の公選法改正により選挙権年齢が18歳に引き下げられた際、被選挙権年齢は再検討されず、年齢差は7歳に拡大した。被控訴人が依拠する立法当時の説明は、その前提自体を失っている。

以上のとおり、被控訴人の主張は、社会経験の必要性が抽象的に意識されていたことを指摘するにとどまり、なぜ選挙権年齢より高い25歳又は30歳という具体的な被選挙権年齢が設定されたのか、その年齢差がいかなる立法事実によって基礎付けられていたのかという控訴人らの主張に答えるものではない。したがって、被控訴人の主張は、控訴人らの主張とは論点を異にするものであって、その主張を何ら左右するものではない。

(2) 「本件各規定は『教育』の有無を基準とするものではないこと」について

ア 被控訴人の主張

被控訴人は、控訴人らが、社会経験の程度を測る指標として年齢を用い

ることは、個人の能力を基準として被選挙権の行使主体を区別するものであり、実質的には能力による差別を構成し、憲法44条但書が禁止する教育による差別に当たると主張したことに対し（控訴理由書30～31頁）、本件各規定は、「社会経験の多少を示す物差しとして年齢という客観的要素を用いているにすぎず、教育（知的能力）の有無を基準とするものではない」と主張する（控訴答弁書26頁）。

イ 控訴人らの反論

しかし、年齢という指標を用いれば憲法44条但書の適用を免れるとの被控訴人の解釈は、同条の趣旨を容易に潜脱させるものであり、採用し得ない。同条は、戦前の制限選挙制度に対する歴史的反省から「絶対的に平等な参政権」を確保する趣旨の規定であり（甲B40・758頁）、ここでいう「教育」も、「学歴にとどまらず、広く知的能力を意味する」と解されている（渋谷秀樹『憲法 第3版』（有斐閣、2017年）210頁）。このように、同条が「教育」による差別を禁止した趣旨が、知識・能力の多寡による参政権主体の選別を排することにある以上、教育や能力を直接の基準とする場合だけでなく、それを推し量る指標によって実質的に同じ選別を行う場合にも、その趣旨は及ぶというべきである。

被控訴人が援用する立法当時の資料が、「複雑多岐な公務に携わり誤りなきを期せしむる為には、相当の知識や豊富な経験を必要」（下線部は引用者。乙4の2・1207頁）と示していることから、本件各規定は、年齢によって社会経験の多少を推し量り、それを通じて公職に必要な知識・能力の有無を判断するものにほかならない。形式上の基準が年齢であっても、その実質は知識・能力による選別にほかならない。

したがって、本件各規定が「年齢という客観的要素」を基準としていることは、憲法44条但書の適用を否定する理由にはならない。本件各規定

が、年齢を介して実質的に知識・能力の有無によって被選挙権の主体を選別するものである以上、控訴理由書でも述べたとおり、年齢規制は、同条但書が禁止する「教育」による差別に当たるといふべきである。

(3) 「議員に求められる資質が多様であるとしても、そのことから、本件各規定の合理性が否定されるものではないこと」について

ア 被控訴人の主張

被控訴人は、控訴人らが、政治家に求められる資質は多様であり、社会経験や思慮分別のみに着目して本件各規定の合理性を肯定した原判決は誤りであると主張したことに対し（控訴理由書 31～32 頁）、「地方議員や都道府県知事に求められる資質が多様であることを前提としたとしても、そのことは、これらの職に就く者に相当の知識や豊富な経験が要求されることと矛盾しないから、社会経験に基づく思慮と分別に着目する合理性を何ら否定するものではない」と主張する（控訴答弁書 26～27 頁）。

イ 控訴人らの反論

まず、「矛盾しない」というだけでは、本件各規定の合理性を基礎付けることにはならない。本件で問われているのは、控訴理由書でも示したように、柔軟な判断能力、寛容の精神、情熱、責任感など想定される多様な議員の資質（控訴理由書 31～32 頁）のうち、「社会経験に基づく思慮と分別」という一側面のみを取り出し、これを年齢という指標によって押し量った上で、一定年齢未満の者の立候補を一律に禁止することの合理性である。

公職選挙法は、政治家に求められる資質について事前の資格要件を設けず、その評価を選挙人の判断に委ねている。それにもかかわらず、なぜ年齢により測られる社会経験のみを理由に被選挙権を制限することが正当化

されるのか、被控訴人は何ら説明していない。政治家に多様な資質が求められることと、社会経験がその一つであることが「矛盾しない」と指摘するだけでは、この点に対する反論とはならない。したがって、被控訴人の反論には理由がない。

(4) 小括

以上のとおり、本件各規定の合理性に関する控訴人らの主張に理由がないとする被控訴人の反論は、いずれも誤りである。

第2 「控訴人ら第14準備書面に対する反論」について

1 「本件報告書は本件各規定に合理的理由がないことを明らかにするものではないこと」について

(1) 被控訴人の主張

控訴人らは、全国知事会の研究会報告書において、被選挙権年齢と選挙権年齢が異なることの合理性に疑義が示されていることは、若年者が知事等に必要なる社会経験を欠くとの原判決の前提が根拠を欠くことを示すと主張した（第14準備書面1～6頁）。

これに対し、被控訴人は、①本件報告書は、政治参加の促進等を目的として被選挙権年齢の引下げを国会で議論するよう提言したものにすぎず、現行制度を不合理とするものではないこと、②「被選挙権年齢が選挙年齢と違うことには合理性がないのではないか」との指摘は、研究会で示された一意見にすぎないことから、本件報告書は原判決の合理性判断を左右するものではないと主張する（控訴答弁書27～28頁）。

(2) 控訴人らの反論

しかし、本件報告書に現行の年齢設定が不合理であると明示されていない

ことは、本件各規定に合理性がないことを裏付ける証拠としての関連性を否定する理由にはならない。本件報告書は、全国知事会に設置された研究会が「慎重かつ多角的分析を加えた」上で取りまとめたものであり（甲Ｂ９２・１頁）、「被選挙権年齢を改めるべきである。」と明確に提言している（同５頁）。すなわち、本件報告書は、現行の２５歳又は３０歳という年齢要件が、公選職の職務遂行能力を確保するために不可欠ではないことを裏付けている。

また、「被選挙権年齢が選挙年齢と違うことには合理性がないのではないか」との指摘が研究会全体の提言ではないとしても、本件報告書の証拠価値を否定することはできない。当該指摘は、前記のとおり慎重かつ多角的な分析を経て取りまとめられた本件報告書において、その検討過程で示された意見として明示的に記載されているものである。そして研究会は、このような議論を経た上で、「引き下げの具体化に向け、国会において早急に議論されることが望ましい」との結論を示している（甲Ｂ９２・５頁）。当該指摘を、報告書と無関係な一構成員の見解として排斥することはできない。また、本件報告書が引下げの具体化を国会の議論に委ねているのは、立法による是正が望ましいと述べたものにすぎず、現行の年齢要件が憲法上許容されとの判断を含むものではない。本件報告書は憲法適合性を判断する立場で作成されたものではなく、「立法裁量の範囲内の問題であることを前提としている」との被控訴人の評価は、報告書の性格を取り違えている。

このように、本件報告書は、現職知事の立場から、選挙権年齢に達した若年者が、公選職に必要な社会経験や思慮分別を一律に欠くとは評価していないことを示しており、選挙権年齢に達したにすぎない者には公選職の職務遂行に必要な社会経験が備わっていないという原判決の前提が、十分な根拠に基づくものでないことを裏付けている。よって、本件報告書は原判決の合理性判断を左右するものではないとする被控訴人の主張は誤っている。

2 「本件各規定が職業選択の自由に違反しないこと」について

(1) 被控訴人の主張

被控訴人は、「地方議会議員や都道府県知事のような直接公権力を行使する者については、憲法 22 条の保護領域には含まれないというべきであり、これらの公職は憲法 22 条の「職業」には当たらず、仮に当たるとした場合でも、「参政権としての性格を有することは否定できない」ため、「制度に依存する権利としての被選挙権の特殊性を踏まえた判断枠組みによるべきである」と主張する（控訴答弁書 28～29 頁）。

(2) 控訴人らの反論

公選職も「職業」に当たる理由については第 14 準備書面で詳述したとおりである。すなわち、控訴人らは、憲法 22 条 1 項が職業の自由の人格的価値を保障する規定であること（甲 B 94・67 頁）、昭和 50 年最大判が「職業」を「人が自己の生計を維持するためにする継続的活動であるとともに…個人の人格的価値とも不可分の関連を有するもの」と位置付けており、公選職にもこの趣旨が妥当すること、さらに、封建的身分制の解体という同項の沿革に照らしても、公職に就く機会が身分等によって制限されないことが要請されることなどを主張した（第 14 準備書面 12～19 頁）。これに対し、被控訴人は、渡辺康行ほか『憲法 I 基本権 [第 2 版]』345 頁の記述を引用するのみで、公選職が憲法 22 条 1 項の「職業」に当たらないとする実質的な理由を示していない。公職就任が同項の保護領域に含まれるか否かについては学説上見解が分かれており、被控訴人は、控訴人らが第 14 準備書面で示した上記各根拠に対して何ら具体的な反論をしていない。

さらに、「参政権としての性格を有する」ことも、憲法 22 条 1 項による保障を否定し、審査を緩和する理由とならない。一つの行為が複数の憲法上の権利の保護領域に属する場合において、一方の保障が当然に他方の保障を排

除するものではない。むしろ、本件各規定は、被選挙権と職業選択の自由を同時に、かつ全面的に制約するものであり、このことは制約の重大性を基礎付けこそすれ、審査を緩和する理由とはならない。

次に、「制度に依存する権利としての被選挙権の特殊性を踏まえた判断枠組み」が失当であることは、既に述べたとおりである（第15準備書面第1及び本準備書面第1の2(2)）。職業選択の自由は選挙制度の設計とは無関係に何人に対しても保障される自由権であり、その制約の憲法適合性は昭和50年最大判の示した枠組みによって判断されなければならない。選挙制度に関する立法裁量論を理由として、職業選択の自由に対する制約について独立した憲法適合性の審査を行わないとする被控訴人の主張は、採用し得ない。

第3 結語

以上のとおり、被控訴人の主張はいずれも理由がない。

第1に、本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えはいずれも適法である。控訴人能條及び控訴人久保の法的地位に生じている危険又は不安を実効的に除去するためには、被控訴人との間で確認判決を得ることが必要かつ適切であり、また、地位確認請求が認容されない場合には違法確認の訴えの確認の利益が否定されないことは令和4年最大判が示すとおりである。

第2に、原判決には判断の遺脱がある。控訴人らには被選挙権の憲法上の保障が及び、本件各規定はその行使を直接制限するものである。それにもかかわらず、これらの点について判断を示さないまま制度形成の合理性のみを審査すれば足りるとした原判決には、憲法適合性の判断枠組みを定める前提問題について判断の遺脱がある。これを正当とする被控訴人の主張も誤りである。

第3に、本件各規定の憲法適合性については緩やかな判断枠組みを用いれば足りるとする被控訴人の主張は誤っている。選挙制度に関する国会の立法裁量

は無条件に認められるものではなく、選挙の客観的適法性を争う選挙無効訴訟の判断枠組みは、個人の被選挙権に対する制約の合憲性を問う本件には妥当しない。平成11年各最大判に照らしても、被選挙権の重要性を踏まえて本件各規定の必要性・合理性を実質的に審査すべきである。

第4に、本件の当てはめに関する被控訴人の主張も誤っている。本件各規定の制定過程には、25歳又は30歳という具体的な年齢区分を社会経験によって正当化する十分な根拠はない。年齢を社会経験や職務能力の指標として用いることは、実質的には知識・能力による選別であり、憲法44条但書の趣旨にも反する。政治家に求められる資質は多面的であり、その評価は本来、選挙を通じて選挙人の判断に委ねられるべきであるから、社会経験という一側面のみを理由に一定年齢未満の者を一律に排除することに合理性はない。

第5に、全国知事会の本件報告書は、現行の被選挙権年齢が公選職の職務遂行能力を確保するために不可欠ではないことを裏付けている。そして、地方議会議員及び都道府県知事は憲法22条1項の「職業」に当たり、本件各規定は、控訴人らがこれらの公選職を選択する自由を直接かつ全面的に制約するものである。公選職が公権力を行使し、参政権としての性格を併せ持つことは、職業選択の自由による保障を否定し、審査を緩和する理由にはならない。

以上から、被控訴人の主張はいずれも理由がない。原判決を取り消し、控訴の趣旨記載の判決をするよう求める。

以 上